

新規上場銘柄概要

※同社は5月19日付で、上場予定日及び配当年率等の決定を行っており、その変更箇所は、下線\_\_\_\_を付して表示しております。

<上場有価証券の概要>

発 行 者	日本航空株式会社
銘 柄 名	日本航空株式会社第1回社債型種類株式（以下「第1回社債型種類株式」という。）
（ 英 訳 名 ）	Series 1 Bond-Type Class Shares of Japan Airlines Co., Ltd.
コ ー ド	9201-5（新証券コード（ISIN）JP3705200107）
銘 柄 略 称	JAL-優
有 価 証 券 の 種 類	非参加型優先株
上 場 予 定 日	<u>2026年6月4日</u>
市 場 区 分	プライム市場
優 先 配 当 金	3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、配当年率（10%を上限）を乗じて算出した額の金銭を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額。 （別紙参照）
配 当 年 率	(i) 2022年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合 <u>年4.000%（※）</u> (ii) 2022年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日における1年国債金利に <u>6.981%を加えた率</u>  <u>※2027年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、331.50円となります。なお、2026年9月30日を基準日とする第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払う場合は、当該第1回社債型種類株式優先期中配当金131.50円を控除した額となります。</u> （別紙参照）
累 積 条 項	有する。（別紙参照）
非 参 加 条 項	第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
優 先 期 中 配 当 金	9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭を支払う。 （別紙参照）
残 余 財 産 の 分 配	別紙参照
優 先 順 位	別紙参照
議 決 権	有しない。（別紙参照）
転 換 権	有しない。
種 類 株 主 総 会 の 決 議	別紙参照

会社による金銭対価の取得条項	払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来し、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。 (別紙参照)
株式の併合又は分割等	別紙参照
自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除	別紙参照
上場株式数	20,000,000株
1単元の株式数	100株

<非参加型優先株の発行要領>

公募の内容	20,000,000株
発行価格	10,000円
配当年率の決定方法	ブックビルディング方式と同様の方式
仮条件決定日	2026年4月30日
需要把握期間	2026年5月13日から <u>2026年5月19日まで</u>
配当年率の決定日 (条件決定日)	<u>2026年5月19日</u>
申込期間	<u>2026年5月20日から 2026年6月2日まで</u>
払込期日	<u>2026年6月3日</u>
受渡期日	<u>2026年6月4日</u>
元引受取引参加者等	野村証券(株)、大和証券(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)

<非参加型優先株の株式事務の概要>

配当基準日	3月31日
期中配当基準日	9月30日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行(株)

(注1) 日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、新規上場を承認しております。

(注2) 本銘柄の詳細は、新規上場銘柄概要別紙のほか、当取引所のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/equities/products/preferred-stocks/issues/>) に掲載しております。「新規上場申請のための有価証券報告書」等をご覧ください。

(注3) 本銘柄については、初値決定日までの売買において成行売呼値及び成行買呼値を禁止します。

## (日本航空株式会社第1回社債型種類株式の内容詳細)

イ (1)優先配当金	<p>同社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に定める配当率（10%を上限とする。以下「配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2027年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株につき、(i)第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当率を乗じて算出した額の2分の1の額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）に、(ii)第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当率を乗じて算出した額に、払込期日（同日を含む。）から下記ロに定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加えたものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に下記ロに定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
(2)配当率	<p>(i) 2032年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合年4.000%とする。</p> <p>(ii) 2032年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における1年国債金利（以下に定義する。）に6.981%を加えた率とする。</p> <p>同社はその本店において、2032年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含む。）に、上記(ii)により決定された配当率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。</p> <p>「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv">https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv</a>）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される1年国債金利をいう。</p> <p>ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、同社は年率決定日に参照国債ディーラー（同社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。</p>

	<p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（ただし、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。</p> <p>「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。</p> <p>「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから同社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度のも最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。</p>
(3) 累積条項	<p>ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度ごとに、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記ハ（1）に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する<u>上記イ（2）</u>（i）又は（ii）に掲げる年率で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加算して行う。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、<u>上記イ（1）</u>又は<u>下記ロ</u>に定める剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p>
(4) 非参加条項	<p>第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p>
ロ 優先期中配当金	<p>同社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、2027年3月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨</p>

	<p>てるものとする。) (以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>
ハ 残余財産の分配	<p>(1) 残余財産分配金  同社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義する。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」という。)の金銭を支払う。  「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2027年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。ただし、2027年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含む。)から2027年3月31日(同日を含む。)までの期間の日数)で除して算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額(分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として同社が9月30日時点で公表済みの額)を控除した額とする。</p> <p>(2) 非参加条項  第1回社債型種類株主等に対しては、<u>上記ハ(1)</u>のほか、残余財産の分配を行わない。</p>
ニ 優先順位	<p>同社の第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>
ホ 議決権	<p>第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
ヘ 種類株主総会の決議	<p>(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(3) 同社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(4) 同社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、同社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>(a) 同社が消滅会社となる合併又は同社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(同社の単独による株式移転を除く。)</p> <p>(b) 同社の特別支配株主による同社の他の株主に対する株式売渡請求に</p>

	<p>係る同社の取締役会による承認</p>
ト 会社による金銭対価の取得条項	<p>(1) 金銭対価の取得条項</p> <p>同社は、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来し、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、同社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。ただし、同社は、(i) 取得日又は振替取得日（以下に定義する。）のいずれかと決済日（以下に定義する。）が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。</p> <p>なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記ハ(1)に定める「分配日」を「振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。</p> <p>「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により同社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。</p> <p>「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限る。）をいう。</p> <p>(2) 取得の方法</p> <p>同社は、本項に規定する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主等に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。</p>
チ 株式の併合又は分割等	<p>(1) 同社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>(2) 同社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>(3) 同社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(4) 同社は、株式移転（同社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。ただし、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a) 株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（ただし、同社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び(b) 当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相</p>

	当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）とする。
リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除	同社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。